

三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金交付要綱

令和5年2月21日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の住宅へ省エネルギー設備等の導入を促進することにより、ゼロカーボンシティを実現するため、家庭用省エネルギー設備を設置する者及び電気自動車等を購入する者に対し、予算の範囲内で三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、三郷市補助金等の交付規則（昭和53年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象設備等)

第2条 補助金の対象となる設備等（以下「補助対象設備等」という。）、補助要件及び補助金の額は別表のとおりとする。

2 補助金の交付の回数は、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）の世帯ごとに同一の補助対象設備等につき1回、EV・PHEVにあたっては1人につき1回を限度とする。

3 補助対象となる住宅は、1申請につき1棟とし（全体として1棟とみなすことができる複数棟のものを含む。）、店舗等併用住宅については、居住用部分の床面積が総床面積の2分の1以上を占めるものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 市内に住所を有する者又は申請年度内に市内に住所を有する予定の者で、自らが居住する市内の住宅に補助対象設備等を設置すること。ただし、EV・PHEVを除く補助対象設備等を導入する住宅に他に所有者がある場合は、すべての所有者から同意がとれている場合に限る。

(2) 市税等（市民税及び県民税、固定資産税（都市計画税を含む）、軽自動車税、国民健康保険税並びに延滞金をいう。以下同じ。）を完納していること。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者は、補助対象設備等の設置工事に着手する前に、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象となる住宅の所在地を示す案内図

(2) 補助対象設備等の着工前の現状写真

(3) 補助対象設備等の規格等がわかる資料（カタログ等）

- (4) 補助対象設備等の設置等に係る設計図又は平面図
- (5) 補助対象設備等の設置等に係る費用の内訳がわかる見積書又は契約書の写し
- (6) 市税等を滞納していないことが証明できる書類（市税等納付状況調査同意書（様式第2号）を含む。）
- (7) 住民票の写し
- (8) V2Hの場合にあたっては、太陽光発電システムの設置が確認できる、以下のいずれかの書類
 - （既設の場合）
 - ア 電力会社と特定契約を締結したことを証明する書類
 - イ 太陽光発電システムの設置に係る契約書の写し又はこれに代わるもの
 - ウ その他太陽光発電システムの設置が確認できる書類
 - （新設の場合）
 - エ 太陽光発電システムの設置に係る契約書の写し又はこれに代わるもの
- (9) その他市長が必要と認める書類
 - （補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第6条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、当該交付決定に係る内容を変更しようとするときは、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 補助決定者は、当該交付決定に係る内容を中止し、又は廃止しようとするときは、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金計画（中止・廃止）申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、三郷市住宅用ゼロカーボン促進補助金計画変更等（承認・不承認）決定通知書（様式第6号）により、補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助決定者は、補助対象設備等の設置工事の完了後30日以内又は補助金の交付申請年度の3月16日のいずれか早い日までに、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備等の着工後の状態を示す写真（EV・PHEVにあつては、保管場所において撮影した写真）

- (2) 補助対象経費の支払いを証明する以下いずれかの書類
 - ア 補助対象設備等の設置工事に要した費用の領収書の写し及び費用の内訳が分かる書類
 - イ 契約事業者が作成する「対象設備支払証明書」等の書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象設備等のうち次の設備の導入を行った場合には、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 太陽光発電システム
 - ア 電力会社と特定契約を締結したことを証明する書類
 - (2) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム
 - ア 保証書の写し
 - (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム
 - ア 保証書の写し
 - (4) V 2 H
 - ア 保証書の写し
 - イ 太陽光発電システムを新設した場合は、設置されていることを証明する書類
 - (5) E V ・ P H E V
 - ア 自動車検査証の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付額の確定)

第 8 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の交付額を確定し、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金交付額確定通知書(様式第 8 号)により、補助決定者に通知するものとする。
(補助金の請求)

第 9 条 前条の通知を受けた補助決定者は、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金請求書(様式第 9 号)により、補助金を請求するものとする。
(財産処分の制限)

第 10 条 補助金を交付された補助決定者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象設備等を、第 9 条の規定により補助金の交付額が確定した日から起算して 5 年経過する日までの期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の期間内に当該住宅の売却等の事由により、補助対象設備等を処分する必要があるときは、あらかじめ三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金処分承認申請書(様式第 10 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金交付決定等の取消)

第11条 市長は、補助決定者等が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助決定者が、この要綱に違反した場合
- (2) 補助事業者が、この要綱に違反した場合
- (3) 補助事業者が、補助金を補助対象設備等の設置以外の目的に使用した場合
- (4) 虚偽の申請により補助金を交付された場合

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、補助金の全部又は一部の返還を請求できる。

2 市長は、補助事業者が、第10条第2項の規定による承認を受けて補助対象設備等を処分したときは、交付された補助金の全額又は一部について返還を請求することができる。

(状況報告等)

第13条 市長は、補助事業者に対し、市が取り組む省エネ設備に関する調査等について協力を求めることができる。

(重複受給)

第14条 補助事業者は、この要綱による補助対象設備等に関し、他の同様の目的で交付される補助金等と重複して受給することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付要綱(平成23年6月8日制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定により補助金の交付を受けた者は、三郷市家庭用ゼロカーボン促進補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けたものとみなす。